

## 赤穂市観光パンフレット・ポスター作成業務委託募集要項

### 1 趣旨

赤穂市観光パンフレット・ポスター作成業務の委託にあたり、当該業務の目的及び内容に最も適した契約の相手方を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 赤穂市観光パンフレット・ポスター作成業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年2月28日まで
- (4) 提案上限額 4,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※これは契約時の予定価格を示すものではない。

### 3 参加資格

このプロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 本業務内容の主要な部分について直営実績があること。業務の全部又は主要な部分若しくは概ね契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委任、又は請け負わせる「一括再委託」は認めない。
- (2) 赤穂市の入札参加資格制限及び指名停止基準に抵触しないこと。
- (3) 会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生又は再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。
- (4) 国税、地方税の滞納がないこと。

### 4 実施スケジュール

年 月 日	内 容
令和6年6月26日(水)	実施要項公表、公募開始
令和6年6月26日(水)から 7月3日(水)まで	質問書の受付期間
令和6年7月8日(月)	質問に対する回答の公表
令和6年7月17日(水)	参加申込書の提出期限
令和6年7月22日(月)	提案書等の提出期限
令和6年7月26日(金)	書類審査結果通知（実施の場合）
令和6年7月31日(水)	提案書に関するプレゼンテーション(ヒアリング)の実施、 候補者の選定

令和6年8月上～中旬	審査結果の通知
以後のスケジュールは、選定事業者との協議により決定する。	

※各実施日は、事務の都合により変更される場合がある。

## 5 仕様書等に関する質問及び回答

### (1) 提出期限

令和6年7月3日（水）17時必着

### (2) 提出方法

提案書及び見積書の提出にあたって質問等があれば、質問書（様式2）により、下記アドレスまで提出すること。

○電子メールアドレス：dmo@city.ako.lg.jp

※電子メールの件名に「【質問】赤穂市観光パンフレット・ポスター作成業務」と記載すること。

### (3) 回答方法

令和6年7月8日（月）正午までに、ホームページ（<https://ako-mag.jp/>）にて回答を掲載する。

## 6 参加申込書の提出

### (1) 提出期限

令和6年7月17日（水）17時必着

### (2) 提出方法

持参もしくは郵送、電子メール、FAXのいずれか（必着）

### (3) 提出書類

参加申込書（様式1）・・・・・・・・・・1部

### (4) 提出場所

〒678-0239 赤穂市加里屋81番地

（一社）あこう魅力発信基地

E-mail：dmo@city.ako.lg.jp / FAX：0791-46-3400

## 7 提案書の提出

### (1) 提出期限

令和6年7月22日（月）17時必着

### (2) 提出方法

持参もしくは郵送（必着）

### (3) 提出書類

- ア 提案書（任意様式）・・・・・・・・・・ 8部  
パンフレット、ポスターのデザイン、ページ構成案、取材体制及び独自提案について記載すること。
- イ 会社概要（様式3）・・・・・・・・・・ 8部
- ウ 実施体制（様式4）・・・・・・・・・・ 8部
- エ 予定責任者の経歴（任意様式）・・・・ 8部
- オ 実績一覧表（様式5）・・・・・・・・・・ 8部
- カ 見積書（A4任意様式）・・・・・・ 8部（正本1部、副本7部）

### (4) 提出場所

〒678-0239 赤穂市加里屋81番地  
（一社）あこう魅力発信基地

### (5) 予備審査

提案者が5者を超えた場合は、書類審査を行い、上位5者をプレゼンテーションの対象として選定する。

その結果については、令和6年7月26日（金）中に、参加申込書に記入されたメールアドレスに通知する。

### (6) その他

- ア 提案は、1参加者につき1つとする。
- イ 本要項に規定する提出書類に不備があった場合は、これを受け付けない。
- ウ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された資料は返還しない。なお、提出された資料は本業務に係る業者選定以外の用途には使用しない。
- オ 業者選定を行うために必要な範囲において、提案書を複写作成することがある。
- カ 提案内容等を確認するため、聴き取りを行う場合がある。
- キ 書類の規格はA4判とする。ただし、A4判による掲載が困難な場合はA3判折込による掲載を可能とする。会社概要は既存のパンフレットを添付することでも可（A4判にこだわらない）。
- ク 企画提案書には目次をつくり、資料には頁番号を付与すること。

## 8 候補者の選定

選考委員会において、提案書の内容及びプレゼンテーション（ヒアリング）を基に次のとおり選定を行う。

### (1) 提案書に関するプレゼンテーション（ヒアリング）の実施

- ア 日時・場所  
令和6年7月31日（水）午後 赤穂市役所

時間等の詳細については、別途提案者ごとに通知する。

#### イ 実施方法

- ①説明時間は1者あたり20分以内とし、説明に引き続いて、1者あたり10分程度のヒアリングを実施する。
- ②出席者は1者あたり3名までとし、指定の時間までに会場外の指定場所にて待機すること。
- ③説明は提出された資料に沿ってわかりやすく簡潔に行うこととし、説明スタイルは自由とする。ただし、追加提案の説明及び資料は認めない。
- ④プロジェクター（HDMI端子）、スクリーン、延長コード、電源は発注者で用意する。それ以外の機器（パソコン、接続ケーブル等）はプレゼンテーションを行う者が用意すること。

#### (2) 評価項目及び配点

評価項目	内容	配点
コンセプト	・事業趣旨を理解した提案となっているか。 ・提案内容は、具体性、妥当性、実現可能性があるか。	20
内容・構成	・デザイン、内容は見やすく分かりやすいか。 ・観光客の誘客拡大や赤穂市のイメージアップに資する提案があるか。 ・パンフレット・ポスターのページ数、用紙（種類・厚さ）等の仕様は適切か。	40
実施体制、 遂行能力等	・本業務を実施するうえで業務を円滑に実施できる計画及び体制となっているか。	10
独自提案	・その他、本業務の成果をより効果的なものにする提案があるか。	10
類似の事業実績	・同種、類似業務の実績があるか。	10
見積額	・提案内容に対し、経費の積算は適切か	10
合 計		100

#### (3) 候補者の選定

- ア 審査の結果、各委員の評価点の合計点が最も高い者を本業務に適した最優秀候補者（以下「候補者」という。）として選定し、業務委託契約の締結について協議する。なお、各委員の評価点の平均が60点に満たない者は、候補者として選定しない。
- イ 各委員の評価点の合計点が同点により2者以上が最高得点となった場合は、先行委員会の委員長が各委員に諮り、候補者を選定する。
- ウ 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において委員の評価

点の平均が60点以上であれば当該提案者を候補者とする。

- エ 候補者が、「3 参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとする。
- オ 審査結果は、後日すみやかに提案者全員に書面をもって通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

## 9 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたときは、選定を取り消すものとする。
- (2) 本プロポーザルは、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容、経費等については、発注者と再度協議・調整を行った上、委託契約を締結する。
- (3) プロポーザルへの参加に関して必要な費用は、参加者負担とする。
- (4) 提案された見積額は、契約金額を保証するものではない。
- (5) 候補者に違反等があった場合や選定後の調整により候補者と契約締結の合意に至らなかった場合には、選考委員会における審査で次点となった業者を候補者として選定する。
- (6) 審査の経緯及び内容についてはいかなる問い合わせにも応じないものとする。
- (7) 提出された書類は、一切返却しない。
- (8) 緊急その他やむを得ない理由により、本事業を実施できないときは停止、中止、又は取り消すことがある。

## 10 問い合わせ先

〒678-0239 赤穂市加里屋81番地

(一社) あこう魅力発信基地

E-mail : dmo@city.ako.lg.jp / TEL : 0791-43-6931 / FAX : 0791-46-3400